

ターミナル利用者における軽度者に係る福祉用具貸与費の申請について

別紙、厚生労働省からの通知のとおり、軽度者に係る福祉用具貸与費の申請は必ず必要なものとなります。利用開始日に間に合うよう、申請書の速やかな提出をお願いいたします。認定申請中であっても、軽度者の対象となったときに、被保険者に必要な福祉用具が給付対象外となることのないよう利用開始日以前の提出をお願いいたします。

問い合わせシートを依頼しても、病院の都合で回答に時間がかかるため、利用開始日に間に合わない場合は、その旨を保険者に伝え、問い合わせシート以外の必要書類を用意し、先に申請してください。

その後、問い合わせシートの回答があった場合は、速やかに保険者へ提出してください。なお、問い合わせシートの医師の記入日が、申請の利用開始日より後の日付の場合は、医師の記入日を利用開始日としますので、ご注意ください。

問い合わせシートは個人情報の取り扱いとなるため、本人または家族の同意が必要です。速やかに記入を依頼しようとしても、ご家族が遠方等の理由ですぐに同意の署名をいただくことが難しいこともあるかと思えます。

そういった場合、迅速な対応をするため、ターミナル利用者に限り、電話で了解をとり、その他の特記事項に電話した日時と了解した家族等の氏名を記載することで、同意を確認したこととします。(後日、必ず本人または家族等に署名をもらい、役場へ提出してください。)また、入院中の病院へ問い合わせシートを送付するのと同時に、本人に記入を依頼するという方法もあります。状況に合わせた柔軟な対応をよろしくお願いいたします。